

各訪問介護事業所管理者  
各訪問入浴介護事業所管理者  
各訪問看護ステーション管理者  
各訪問リハビリテーション事業所管理者  
各通所介護事業所管理者  
各通所リハビリテーション事業所管理者  
各短期入所生活介護事業所管理者  
各特定施設入居者生活介護事業所管理者  
各特別養護老人ホーム施設長  
各介護老人保健施設管理者  
各介護療養型医療施設管理者  
各介護医療院管理者

様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の  
請求（3月提出分及び4月提出分）の取り扱いについて

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

つきましては、介護報酬等の請求等の取り扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取り扱いについて」（令和2年3月5日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等事務連絡）に基づき、下記の取り扱いとしますので、お知らせします。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することを可能とします。このような場合においては、請求期日までに国保連に届け出てください。

なお、具体的な届出等について、新型コロナウイルス感染症の影響が生じた場合は、直接、国保連（電話：077-522-0065）へご相談ください。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
介護施設指導係 狩谷  
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851  
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp